

一般社団法人福島労働基準協会  
会長 殿

福島労働基準監督署長



熱中症による労働災害を防止するための対策の徹底について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、また、昨年は熱中症による労働災害防止対策の徹底について会員事業場に対して周知いただき厚く御礼申し上げます。

さて、福島県内において、熱中症による死亡労働災害が令和 3 年に 1 件、令和 2 年に 3 件発生し、令和 3 年には福島労働基準監督署管内において、休業に至らなくても熱中症により病院で治療を受けた事案が多数あり、大変憂慮すべき状況にあります。

本年は福島市において 4 月 11 日の最高気温は 29 度となり、すでに夏日を記録していることから、熱中症予防対策は 4 月から準備して、5 月にはその予防対策を実施する必要があります。

つきましては、十分な新型コロナウイルス感染予防対策をとりながら、熱中症による労働災害を発生させないために、令和 4 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、4 月の準備期間中に確実に実施し、5 月以降に、熱中症による労働災害を防止するための対策を確実に実施することおよび別紙を参照して同種災害防止対策を講じるよう会員事業場に対して周知くださいますようお願いいたします。

担当部署	福島労働基準監督署 第 2 方面 〒960-8021 福島市霞町 1-46 電話 024-536-4612
------	---

令和3年に発生した熱中症による労働災害事例、同種労働災害防止対策  
 (福島県内で発生した事例の抜粋)

番号	災害事例・同種労働災害防止対策
1	<p>【労働災害事例】            道路工事現場において、警備員として交通誘導を行っていたところ、現場2日目の作業中に、<b>熱中症による心不全で倒れて死亡</b>した。(当日の気温 32.5 度)</p> <p>【同種労働災害防止対策】            警備員を含めた作業員の熱中症予防のため、以下の事項を実施してください。</p> <p>①入場週間未満等、熱順化が必要な期間は休憩時間を増やし、作業中に適宜、声掛けを行って体調を確認する。</p> <p>②作業開始前や休憩時間に 15℃程度の冷水(水道水等)で手、足を約 15 分間冷やす<u>プレクーリング</u>を行う。</p> <p>③現場に十分な量の水分・塩分、経口補水液等を用意し、休憩ごとに水分・塩分、経口補水液を摂取したうえで、作業中のどが渴いたら自由に摂取する。</p> <p>④経口補水液を摂取して塩っぽく感じない、皮膚をつまんで離しても 3 秒以上戻らない、親指の爪を押して赤みが戻るのが遅い等、熱中症(脱水症)のサインを見つける方法を適宜実施して早めに熱中症(脱水症)を把握して対応する。</p>
2	<p>【労働災害事例】            工事現場で鋼矢板の打ち込み作業中、作業員が吐気やめまい等の症状を発症したため、一旦作業を中断してエアコンを付けた休憩室に移動させた。数時間、休憩室でアイシングを行っていたが症状の改善が見られなかったため、医療機関を受診して熱中症により入院した。(休業見込み 10 日)</p> <p>【同種労働災害防止対策】            医療機関の受診が遅れたことにより熱中症の症状が悪化した疑いがありますので、熱中症予防管理者等の<u>現場の担当者に対して、作業員が頭痛、嘔吐(吐気)、倦怠感、虚脱感等の熱中症の症状がある場合には、可能な限り速やかに医療機関を受診させるよう教育し、その徹底を図ってください。</u></p>
3	<p>【労働災害事例】            伐木作業を終了して休憩していたところ、作業員がめまい、足のしびれを感じたため直ちに病院に搬送したが、熱中症により休業した。(休業見込み 4 日)</p> <p>【同種労働災害防止対策】            あらかじめ WBGT 値の基準値を設定し、基準値を超えた場合の対応方法を決めてください。</p> <p>特に、やむを得ず WBGT 値が高いときに作業を行わなければならない場合には、<u>空調服等の身体を冷却する機能をもつ服、通気性の良いヘルメット、冷却スプレー、冷却タオル等を使用し、作業開始前、休憩時間にプレクーリングを行う等、熱中症のリスクの低減を図ってください。</u></p>